



鳥取県公報

令和6年3月26日（火）
号外第30号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例（11）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例（12）（長寿社会課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例 （13）（医療・保険課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
	子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例（14）（子育て王国課）・・・・・・・・・・ 34
	鳥取県婦人保護施設に関する条例の一部を改正する条例（15）（家庭支援課）・・・・・・ 37
	鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例（16）（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

公布された条例のあらまし

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正

ア 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービスの事業を提供することができる事業者に通所リハビリテーション事業の指定を受けている者を加える。

イ 就労選択支援は、就労選択支援アセスメントを行い、当該就労選択アセスメントの結果に基づき、便宜を適切かつ効果的に供与すること、事業所ごとに管理者及び就労選択支援員を置くこと、利用定員が10人以上であること等、就労選択支援の基本方針並びに設備及び運営に関する基準を定める。

ウ 共同生活援助は、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着等に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならないことを基本方針に加える。

エ 居宅介護等を行う障害福祉サービス事業者は、個別支援計画を作成したときは当該計画書を指定特定相談支援事業者等に交付することとする。

オ 療養介護等を行う障害福祉サービス事業者は、個別支援計画の作成のために行うアセスメントにおいては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握することとし、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮して個別支援計画を作成することとする。

カ 生活介護又は自立訓練を行う障害福祉サービス事業者の事業所に置くべき従業者に言語聴覚士を加える。

キ 就労移行支援を行う事業所の規模は、利用定員が10人以上（現行 20人以上（中山間地域において事業を行う事業所にあつては10人以上））であることとする。

ク その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部改正

ア 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握及び当該意向の定期的な確認等を行い、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置又は必要な援助を講じなければならないこととする。

イ 生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う障害者支援施設に置くべき従業者に言語聴覚士を加える。

ウ 障害者支援施設は、個別支援計画の作成のために行うアセスメントにおいては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握することとし、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえて個別支援計画を作成することとする。

(3) 施行期日は、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の規定の施行の日とする(1)イに関する事項を除き、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 訪問介護等を行う指定居宅サービス事業者等は、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わないこととし、身体的拘束等を行うときは

その態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録するとともに、その記録を整備し、及び保存するものとする。

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、令和6年6月1日とする(1)及び(2)の一部に関する事項を除き、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

- (1) 濫用等のおそれのある医薬品の適正使用のための環境の整備を行うため、所要の改正を行う。
- (2) 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部が改正され、大麻草の栽培に関する規制が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正
 - ア 県は、濫用等のおそれのある医薬品の適正使用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有するものとする。
 - イ 県民は、濫用等のおそれのある医薬品を適正に使用しなければならないものとする。
 - ウ 化学的变化により容易に麻薬を生成する物を薬物に加える。
 - エ 知事は、大麻草採取栽培者の免許はしないこととする。
 - オ その他所要の規定の整備を行う。
- (2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
 - 鳥取市が処理することとしている大麻取締法に基づく大麻取扱者免許の申請の受理等の事務を廃止する。
- (3) 鳥取県手数料徴収条例の一部改正
 - 大麻取扱者に係る手数料を廃止する。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする(1)ア及び(1)イ並びにウの一部を除き、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
 - ウ 鳥取県青少年健全育成条例について、所要の規定の整備を行う。

◇子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県が推進する子育て支援等の施策内容を追加するとともに、こども基本法が施行され、国においてこども大綱が策定されたこと等を踏まえ、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 「子ども」の定義を、心身の発達の過程にある者（現行 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）に改める。
- (2) 県が推進する子育て支援等に関する施策に次に掲げる施策等を加える。

区分	施策の主な内容
きずなを強く地域みんなで取り組む子育てを支援する施策	1 子どもが犯罪や交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、地域社会全体で子どもを見守り、子どもが健全に育つ環境を整えること。 2 多様性が尊重され、全ての子どもが孤立することなく社会に自らの居場所を得られるよう、必要な支援を行うこと。
子どもの発達の程度に応じて自立を支援する施策	1 子どもの意見を聴く機会を十分に確保するとともに、子どもが権利の主体としてその意見が尊重される環境の整備を図ること。

	<p>2 子どもの非行を防止し、また、非行からの立ち直りを支援すること。</p> <p>3 子どもが職業生活を順調に始められるようキャリア教育や雇用機会の確保を図ること。</p>
特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策	<p>1 不登校、中途退学、いじめ被害、ひきこもり、大人と同様の家事、家族の介護等その他の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。</p> <p>2 子どもの自死を防ぐために必要な支援を行うこと。</p>

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とするイに関する事項を除き、令和6年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県婦人保護施設に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定され、婦人保護施設が女性自立支援施設に改められること等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 婦人保護施設の名称を、女性自立支援施設に改める等所要の規定の整備を行う。

(2) 女性自立支援施設の居室の定員を原則1人（現行 4人以下）とする等施設の設備及び運営に関する基準を改める。

(3) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の改正概要

(1) 里親支援センターの設備及び運営に関する基準を定める。

(2) 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、自立支援計画の策定に当たっては、年齢、発達の状況その他の利用者の個々の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該利用者の意見又は意向を勘案して当該計画を策定するものとする。

(3) 福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターが、児童発達支援センターに一元化されることに伴い、人員、設備及び運営に関する基準の整備を行う。

(4) 福祉型障害児入所施設は、障害児（15歳以上の者に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営み、自立した日常生活又は社会生活へと移行できるよう支援する上で必要な事項を定めた計画を作成することとする。

(5) 指定障害児通所支援事業者（指定居宅訪問型児童発達支援事業者を除く。）は、利用者が児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂の推進に努めることとする。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日等

ア 施行期日は、令和6年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第11号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p><u>第7章の2 就労選択支援(第16条の2・第16条の3)</u></p> <p>第8章～第13章 略</p> <p>附則</p> <p>(基準)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自立訓練に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>次に掲げる自立支援の区分に応じ、それぞれ次に定める者により提供されること。</u></p> <p><u>ア 自立訓練(機能訓練) 指定通所介護事業者等、指定小規模多機能型居宅介護事業者等又は介護保険法第41条第1項本文の指定(通所リハビリテーションに係るものに限る。)</u> <u>を受けている者</u></p> <p><u>イ 自立訓練(生活訓練) 指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第7章の2 就労選択支援</u></p> <p>(基本方針)</p> <p><u>第16条の2 就労選択支援は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、短</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p>第8章～第13章 略</p> <p>附則</p> <p>(基準)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自立訓練に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等により提供されること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p>

期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法第5条第13項の主務省令で定める事項の整理（以下この条及び別表第6の2において「就労選択支援アセスメント」という。）を行い、又はこれに併せて、当該就労選択支援アセスメントの結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(基準)

第16条の3 就労選択支援に係る最低基準は、別表第6の2の中欄のとおりとする。

2 就労選択支援に係る指定基準は、別表第6の2の右欄のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、就労選択支援に係る最低基準及び指定基準は、就労選択支援の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(基本方針)

第25条 指定障害福祉サービスのうち共同生活援助は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第27条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法第5条第13項の主務省令で定める事項の整理（以下この条及び別表第6の2において「就労選択支援アセスメント」という。）を行い、又はこれに併せて、当該就労選択支援アセスメントの結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(基準)

第16条の3 就労選択支援に係る最低基準は、別表第6の2の中欄のとおりとする。

2 就労選択支援に係る指定基準は、別表第6の2の右欄のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、就労選択支援に係る最低基準及び指定基準は、就労選択支援の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(基本方針)

第25条 指定障害福祉サービスのうち共同生活援助は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第27条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第1（第6条関係）

区分	指定基準
略	
個別支援計画	1・2 略 3 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、 <u>利用者及びその家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）</u> に作成した計画書を交付すること。
略	

別表第1（第6条関係）

区分	指定基準
略	
個別支援計画	1・2 略 3 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、作成した計画書を交付すること。
略	

別表第2（第8条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
個別支援計画	1 略 2 個別支援計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適切な方法により評価することを通じてその者の希望する生活や課題等を明らかにする作業（以下この項において「 <u>アセスメント</u> 」という。）を行うとともに、 <u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u> 、適切な支援内容の検討をした上で、作成すること。 3 アセスメントを行うときは、利用者に面接すること。また、面接の	

別表第2（第8条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
個別支援計画	1 略 2 個別支援計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適切な方法により評価することを通じてその者の希望する生活や課題等を明らかにする作業（以下「 <u>アセスメント</u> 」という。）を行い、適切な支援内容の検討をした上で、作成すること。 3 アセスメントを行うときは、利用者に面接すること。また、面接の	

	趣旨を利用者に十分に説明し、その理解を得ること。 なお、 <u>利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握すること。</u>	
4 略		
略		

	趣旨を利用者に十分に説明し、その理解を得ること。	
4 略		
略		

別表第3（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)～(3) 略 (4) <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u> (5)・(6) 略 2・3 略	
略		

別表第3（第10条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)～(3) 略 (4) <u>理学療法士又は作業療法士</u> (5)・(6) 略 2・3 略	
略		

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
略	
個別支援計画	1～3 略 4 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、 <u>利用者及びその家族並びに指定特定相談支援事業者等に作成した計画書を交付すること。</u>
略	

別表第5（第14条関係）

区分	指定基準
略	
個別支援計画	1～3 略 4 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、作成した計画書を交付すること。
略	

別表第6（第16条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。	

別表第6（第16条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。	

<p>(1)・(2) 略 (3) 理学療法士、 <u>作業療法士又は言語聴覚士</u>（自立訓練（機能訓練）に限る。） (4)～(6) 略 2・3 略</p>	<p>(1)・(2) 略 (3) 理学療法士又 <u>は作業療法士</u>（自立訓練（機能訓練）に限る。） (4)～(6) 略 2・3 略</p>
略	略

別表第6の2（第16条の3関係）

区分	最低基準	指定基準
<p>従業者の配置</p>	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 管理者 (2) 就労選択支援員</p> <p>2 管理者及び就労選択支援員は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>	
<p>設備</p>	<p>1 利用定員が10人以上であること。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (1) 訓練・作業室 (2) 相談室 (3) 洗面所 (4) 便所 (5) 多目的室</p>	

	<p>(6) その他運営 上必要な設備</p> <p>3 前号の設備は、 専ら当該施設の用 に供するものであ ること。ただし、 利用者の支援に支 障がないと認めら れるときは、この 限りでない。</p> <p>4 非常災害に際し て必要な消火設備 その他の設備を設 けること。</p>		
<p>サー ビス の開 始</p>	<p>利用申込者に対し 適切なサービスを提 供することが困難で あると認めた場合 は、適当な他の事業 者等の紹介その他の 措置を講ずること。</p>	<p>1 正当な理 由がなく、 サービスの 提供を拒ま ないこと。</p> <p>2 サービス の提供を開 始するとき は、あらか じめ、利用 申込者又は その家族に 対し、次に 掲げる事項 を記載した 書面を交付 して説明を 行い、利用 申込者の同 意を得るこ と。</p> <p>(1) 事業 の目的及 び運営の 方針</p> <p>(2) 従業 者の職 種、人数 及び職務 の内容</p> <p>(3) 営業</p>	

				日及び営業時間	
				(4) 利用定員	
				(5) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額	
				(6) 事業の実施地域	
				(7) サービスの利用に当たっての留意事項	
				(8) 緊急時等における対応方法	
				(9) 非常災害対策	
				(10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類	
				(11) 虐待の防止のための措置に関する事項	
				(12) 従業者の勤務体制	
				(13) その他サービス	

		スの選択 に資する 重要事項
就 労 選 択 支 援 ア セ ス メ ン ト の 実 施	<p>1 就労選択支援アセスメントを行うこと。ただし、障害者就業・生活支援センターその他の機関が就労選択支援アセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、当該同様の評価及び整理をもって、就労選択支援アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 就労選択支援アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供すること。</p>	
サ ー ビ ス の 提 供	<p>1 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等</p>	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内</p>

<p>に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p>	<p>容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p>
<p>2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</p>	<p>2 利用者から食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p>
<p>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p>	
<p>4 サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p>	
<p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実</p>	

行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

6 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

7 就労選択支援アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行うこと。

8 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項の中欄第2号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。	サービスの提供の項の右欄第1号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	別表第2事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	別表第2事故等への対応の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。

別表第7 (第18条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
設備	1 利用定員が <u>10人</u> 以上であること。 2～4 略	
略		

別表第7 (第18条関係)

区分	最低基準	指定基準
略		
設備	1 利用定員が <u>20人以上</u> (中山間地域において事業を行う事業所 ^に あつては、 <u>10人以上</u>) であること。 2～4 略	
略		

別表第11 (第26条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。ただし、個別支援計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を居宅介護を行う指定障害福祉サービス事業者 ^に 委託する事業所 (以下「外部サービス利用型事業所」という。) にあつては、(3)に掲げる従業者を置かないことができる。 (1)～(4) 略 2 略 3 常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他

別表第11 (第26条関係)

区分	指定基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。ただし、個別支援計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を居宅介護を行う指定障害福祉サービス事業者 ^に 委託する事業所 (以下「外部サービス利用型事業所」という。) にあつては、(3)に掲げる従業者を置かないことができる。 (1)～(4) 略 2 略 3 常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他

<p>の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を行う事業所（以下「日中サービス支援型事業所」という。）にあつては、世話人、生活支援員又はサービス管理責任者のうちいずれか1人以上は、常勤の者であること。</p>	<p>の日常生活上の援助を行う事業所（以下「日中サービス支援型事業所」という。）にあつては、世話人、生活支援員又はサービス管理責任者のうちいずれか1人以上は、常勤の者であること。</p>
略	略

(鳥取県障害者支援施設に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県障害者支援施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(基本方針) 第3条 略 2・3 略 <u>4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u> <u>5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 70%;">最低基準</th> <th style="width: 20%;">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">従業者の配置</td> <td>1 略 2 前号に定める従業者のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士、作業療</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	最低基準	指定基準	従業者の配置	1 略 2 前号に定める従業者のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士、作業療	略	<p>(基本方針) 第3条 略 2・3 略</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 70%;">最低基準</th> <th style="width: 20%;">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">従業者の配置</td> <td>1 略 2 前号に定める従業者のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士又は作業</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	最低基準	指定基準	従業者の配置	1 略 2 前号に定める従業者のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士又は作業	略
区分	最低基準	指定基準											
従業者の配置	1 略 2 前号に定める従業者のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士、作業療	略											
区分	最低基準	指定基準											
従業者の配置	1 略 2 前号に定める従業者のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める従業者を置くこと。ただし、理学療法士又は作業	略											

	<p>法士又は言語聴覚士に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>従業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活介護を行う場合</td> <td>1・2 略 3 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u></td> </tr> <tr> <td>自立訓練（機能訓練）を行う場合</td> <td>1 略 2 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 略</p>	区分	従業者	生活介護を行う場合	1・2 略 3 理学療法士、 <u>作業療法士又は言語聴覚士</u>	自立訓練（機能訓練）を行う場合	1 略 2 理学療法士、 <u>作業療法士又は言語聴覚士</u>	略				<p>療法士に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>従業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活介護を行う場合</td> <td>1・2 略 3 理学療法士又は<u>作業療法士</u></td> </tr> <tr> <td>自立訓練（機能訓練）を行う場合</td> <td>1 略 2 理学療法士又は<u>作業療法士</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～5 略</p>	区分	従業者	生活介護を行う場合	1・2 略 3 理学療法士又は <u>作業療法士</u>	自立訓練（機能訓練）を行う場合	1 略 2 理学療法士又は <u>作業療法士</u>	略		
区分	従業者																				
生活介護を行う場合	1・2 略 3 理学療法士、 <u>作業療法士又は言語聴覚士</u>																				
自立訓練（機能訓練）を行う場合	1 略 2 理学療法士、 <u>作業療法士又は言語聴覚士</u>																				
略																					
区分	従業者																				
生活介護を行う場合	1・2 略 3 理学療法士又は <u>作業療法士</u>																				
自立訓練（機能訓練）を行う場合	1 略 2 理学療法士又は <u>作業療法士</u>																				
略																					
略		略																			
<p>個別支援計画</p>	<p>1 略 2 個別支援計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適正な方法により評価することを通じて利用者の希望、生活上の課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、<u>利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援の内容を検討したものとすること。この場合において、利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえること。</u> 3 アセスメントを行うときは、利用者に面接する</p>		<p>個別支援計画</p>	<p>1 略 2 個別支援計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を適正な方法により評価することを通じて利用者の希望、生活上の課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、<u>利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切な支援の内容を検討したものとすること。</u> 3 アセスメントを行うときは、利用者に面接する</p>																	

<p>こと。また、面接の趣旨 を利用者に十分に説明 し、理解を得ること。<u>な お、利用者が自ら意思を 決定することに困難を抱 える場合には、適切に意 思決定の支援を行うた め、当該利用者の意思及 び選好並びに判断能力等 について丁寧に把握する こと。</u></p> <p>4 略</p>	<p>こと。また、面接の趣旨 を利用者に十分に説明 し、理解を得ること。</p> <p>4 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例目次の改正規定、第7章の次に1章を加える改正規定並びに別表第6の次に1表を加える改正規定は、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第5条、第7条関係)		別表(第5条、第7条関係)	
1 訪問介護		1 訪問介護	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの提供	1～5 略 <u>6 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u> 7 略 8 略	サービスの提供	1～5 略 6 略 7 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問介護計画、サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。	記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問介護計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
略		略	
2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護		2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの提供	1～5 略 <u>6 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため</u>	サービスの提供	1～5 略

	<p><u>に緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u></p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
略	
3～5 略	
6 通所介護	
区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> <u>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u></p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所介護計画、サービスの提供の項第1号及び第8号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
略	
7 略	
8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護	

	<p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
略	
3～5 略	
6 通所介護	
区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所介護計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
略	
7 略	
8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護	

区分	基準
略	
サービスの提供	1～6 略 7 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体的拘束等は、行わないこと。</u> また、 <u>身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u> 8・9 略
略	
9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護	
区分	基準
従業者の配置	1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、 <u>介護医療院又は療養病床を有する病院若しくは診療所</u> として必要な職員を置くこと。 2 介護老人保健施設又は介護医療院ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。
設備	1 法又は医療法により介護老人保健施設、 <u>介護医療院又は療養病床を有する病院若しくは診療所</u> として必要な設備を設けること。 2・3 略
略	
10 略	
11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与	
区分	基準
略	
サービスの提供	1～5 略 6 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、 <u>身体的拘束等は、行わない</u>

区分	基準
略	
サービスの提供	1～6 略 7 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、 <u>利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）</u> は、行わないこと。また、 <u>身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u> 8・9 略
略	
9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護	
区分	基準
従業者の配置	1 法又は医療法（昭和23年法律第205号）により介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設、介護医療院、療養病床を有する病院又は診療所</u> として必要な職員を置くこと。 2 介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> 又は介護医療院ではない事業所にあつては、前号に規定する従業者のほか、管理者を置くこと。
設備	1 法又は医療法により介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設、介護医療院、療養病床を有する病院又は診療所</u> として必要な設備を設けること。 2・3 略
略	
10 略	
11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与	
区分	基準
略	
サービスの提供	1～5 略

	<p><u>こと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>		<p>6 略</p> <p>7 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具貸与計画、サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具貸与計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
略		略	
12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売		12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p>6 <u>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>	サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具販売計画、サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具販売計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
略		略	

第2条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表（第5条、第7条関係）

1・2 略

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
略	
サービスの提供	1～5 略 <u>6 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u> 7 略 8 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問看護計画、サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
略	

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの提供	1～5 略 <u>6 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u> 7 略 8 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問

別表（第5条、第7条関係）

1・2 略

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
略	
サービスの提供	1～5 略 6 略 7 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問看護計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
略	

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの提供	1～5 略 6 略 7 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問

	リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
略	

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p><u>6 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由を記録すること。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
略	

6 略

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～6 略</p> <p><u>7 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由</u></p>

	リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
略	

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p>
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
略	

6 略

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
略	
サービスの提供	1～6 略

	を記録すること。		
	<u>8</u> 略		<u>7</u> 略
	<u>9</u> 略		<u>8</u> 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号及び第7号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。	記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
略		略	
8～12 略		8～12 略	

(鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例（令和3年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1～3 略	1～3 略
(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)	(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
4 施行日から <u>令和9年3月31日</u> までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（以下この項において「新条例」という。）別表の5の表サービスの開始の項第3号の規定の適用については、 <u>同号中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）</u> 」とし、新条例別表の5の表サービスの提供の項第4号の規定の適用については、 <u>同号中「までに掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）</u> 」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、新条例別表の5の表サービスの提供の項第6号の規定の適用については、 <u>同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう</u>	4 施行日から <u>令和6年3月31日</u> までの間、第3条の規定による改正後の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（以下この項において「新条例」という。）別表の <u>1</u> の表サービスの開始の項第3号、 <u>2</u> の表サービスの開始の項第3号、 <u>3</u> の表サービスの開始の項第3号、 <u>4</u> の表サービスの開始の項第3号、 <u>5</u> の表サービスの開始の項第3号、 <u>6</u> の表サービスの開始の項第3号、 <u>7</u> の表サービスの開始の項第3号、 <u>8</u> の表サービスの開始の項第3号、 <u>9</u> の表サービスの開始の項第3号、 <u>10</u> の表サービスの開始の項第3号、 <u>11</u> の表サービスの開始の項第3号及び <u>12</u> の表サービスの開始の項第3号の規定の適用については、 <u>これらの規定中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）</u> 」とし、新条例別表の <u>1</u> の表サービスの提供の項第4号、 <u>2</u> の表サービスの提供の項第4号、 <u>3</u> の表サービスの提供の項第4号、 <u>4</u> の表サービスの提供の項第4号、 <u>5</u> の表サ

<p>努めること」とする。</p> <p>5 略</p>	<p>サービスの提供の項第4号、6の表サービスの提供の項第4号、7の表サービスの提供の項第4号、8の表サービスの提供の項第4号、9の表サービスの提供の項第4号、10の表サービスの提供の項第5号、11の表サービスの提供の項第3号及び12の表サービスの提供の項第3号の規定の適用については、<u>これらの規定中「までに掲げる事項」とあるのは「までに掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）</u>」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、<u>新条例別表の1の表サービスの提供の項第6号、2の表サービスの提供の項第6号、3の表サービスの提供の項第6号、4の表サービスの開提供の項第6号、5の表サービスの提供の項第6号、6の表サービスの提供の項第8号、7の表サービスの提供の項第7号、8の表サービスの提供の項第8号、9の表サービスの提供の項第8号、10の表サービスの提供の項第8号、11の表サービスの提供の項第6号及び12の表サービスの提供の項第6号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。</u></p> <p>5 略</p>
------------------------------	---

第4条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 施行日から令和9年3月31日までの間、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例別表の5の表サービスの開始の項第3号の規定の適用については、同号中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、<u>同条例別表の5の表サービスの提供の項第4号の規定</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 施行日から令和9年3月31日までの間、<u>第3条の規定による改正後の</u>鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例 (<u>以下この項において「新条例」という。</u>) 別表の5の表サービスの開始の項第3号の規定の適用については、同号中「次に掲げる事項」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項を記載した書面を交付して説明を行うよう努めるとともに、次に掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事</p>

<p>の適用については、同号中「までに掲げる事項」とあるのは「までに掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、<u>同条例別表の5の表サービスの提供の項第7号の規定の適用</u>については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。</p> <p>5 略</p>	<p>項を除く。）」とし、<u>新条例別表の5の表サービスの提供の項第4号の規定の適用</u>については、同号中「までに掲げる事項」とあるのは「までに掲げる事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、「定めること」とあるのは「定めるとともに、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めること」とし、<u>新条例別表の5の表サービスの提供の項第6号の規定の適用</u>については、同号中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うこと」とあるのは「行うよう努めること」とする。</p> <p>5 略</p>
--	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、同年6月1日から施行する。

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例(平成25年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例</u></p>	<p><u>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例</u></p>
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第4章 濫用等のおそれのある医薬品の適正使用のための環境の整備(第15条の2)</u></p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、薬物の濫用の防止及び濫用等のおそれのある医薬品の適正使用について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項及び必要な規制を定めることにより、薬物の摂取及び濫用等のおそれのある医薬品の過剰な摂取による健康及び安全に対する被害の発生を未然に防止し、もって、県民生活の安全及び平穩の確保を図り、県民が安心して暮らすことができる地域社会を維持することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であつて、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの(酒類、たばこ及び医薬品(医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品をいう。以下同じ。))を除く。以下「危険薬物」という。)</p> <p>2 この条例において、「濫用等のおそれのある医薬</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、薬物の濫用の防止について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項及び必要な規制を定めることにより、薬物の摂取による健康及び安全に対する被害の発生を未然に防止し、もって、県民生活の安全及び平穩の確保を図り、県民が安心して暮らすことができる地域社会を維持することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある物であつて、人が摂取し、又は吸入するおそれがあるもの(酒類、たばこ及び医薬品医療機器等法第2条第1項に規定する医薬品を除く。以下「危険薬物」という。)</p>

<p>品」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の2に規定する濫用等のおそれのある医薬品</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる物と同等に、過剰な摂取により人の精神に作用を及ぼし、人の健康に対する被害が生ずるおそれがある医薬品</u></p> <p>(推進計画の策定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その他薬物の濫用の防止及び濫用等のおそれのある医薬品の適正使用のために必要な事項</u></p> <p>(指定)</p> <p>第9条 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるときは、薬物の専門家の意見を聴いて、当該危険薬物を知事指定薬物に指定することができる。</p> <p>(1) <u>人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物と同等であると特定されている物</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(指定の失効等)</p> <p>第10条 知事指定薬物の指定は、<u>知事指定薬物が第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(禁止行為の中止等の命令)</p> <p>第15条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 濫用等のおそれのある医薬品の適正使用のための環境の整備</u></p> <p>第15条の2 <u>県は、濫用等のおそれのある医薬品の適</u></p>	<p>(推進計画の策定)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その他薬物の濫用を防止するために必要な事項</u></p> <p>(指定)</p> <p>第9条 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるときは、薬物の専門家の意見を聴いて、当該危険薬物を知事指定薬物に指定することができる。</p> <p>(1) <u>人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が第2条第1号から第6号までに掲げる物と同等であると特定されている物</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、第2条第1号から第6号までに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(指定の失効等)</p> <p>第10条 知事指定薬物の指定は、<u>知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。</u></p> <p>2～5 略</p> <p>(禁止行為の中止等の命令)</p> <p>第15条 略</p>
--	---

<p><u>正使用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。</u></p> <p>2 <u>県民は、濫用等のおそれのある医薬品を適正に使用しなければならない。</u></p> <p>3 <u>医薬品医療機器等法第1条の4に規定する薬局開設者及び医薬品の販売業者は、濫用等のおそれのある医薬品を購入する者に対し、当該医薬品が濫用されることがないように必要な確認を行うとともに、過剰に摂取した場合の健康への影響に関する情報提供を行うなど、濫用等のおそれのある医薬品の濫用を防止するよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 略</p> <p style="text-align: center;">第6章 略</p>	<p style="text-align: center;">第4章 略</p> <p style="text-align: center;">第5章 略</p>
--	---

第2条 鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1項第1号に規定する麻薬(同条第2項の規定により麻薬とみなされる物を含む。)、同条第1項第4号に規定する麻薬原料植物(以下「麻薬原料植物」という。)及び同項第6号に規定する向精神薬</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>(1) <u>大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定による大麻草採取栽培者の免許はしない。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。</p> <p>(1) <u>大麻取締法(昭和23年法律第124号)第1条に規定する大麻</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物(以下「麻薬原料植物」という。)及び同条第6号に規定する向精神薬</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(県の責務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>(1) <u>大麻取締法第1条に規定する大麻草の栽培の免許はしない。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>

<p>(指定)</p> <p>第9条 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるときは、薬物の専門家の意見を聴いて、当該危険薬物を知事指定薬物に指定することができる。</p> <p>(1) 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が第2条第1項第1号から第5号までに掲げる物と同等であると特定されている物</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、第2条第1項第1号から第5号までに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物</p> <p>2～4 略</p> <p>(指定の失効等)</p> <p>第10条 知事指定薬物の指定は、知事指定薬物が第2条第1項第1号から第5号までに掲げる物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(指定)</p> <p>第9条 知事は、危険薬物が次のいずれかに該当すると認めるときは、薬物の専門家の意見を聴いて、当該危険薬物を知事指定薬物に指定することができる。</p> <p>(1) 人の精神に及ぼす興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用が第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物と同等であると特定されている物</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼすことが確認されている物</p> <p>2～4 略</p> <p>(指定の失効等)</p> <p>第10条 知事指定薬物の指定は、知事指定薬物が第2条第1項第1号から第6号までに掲げる物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。</p> <p>2～5 略</p>
---	---

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8の26 削除		8の26 大麻取締法（昭和23年法律第124号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市
		(1) 第5条第1項の規定による大麻取扱者免許の申請の受理及び知事への送付	
		(2) 第10条第1項の規定による免許の取消の申請の受理及び知事への送付	
		(3) 第10条第2項の規定による大麻取扱者の死亡又は解散の届出の受理及び知事への送付	
		(4) 第10条第4項の規定によ	

略	る大麻取扱者免許証の返納の受理及び知事への送付 (5) 第10条第5項の規定による大麻取扱者名簿の変更の届出の受理及び知事への送付 (6) 第10条第6項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事への送付 (7) 第10条第7項の規定による免許証の返納の受理及び知事への送付 (8) 第14条の規定による大麻の持ち出しの許可の申請の受理及び知事への送付 (9) 第15条の規定による大麻栽培者の報告の受理及び知事への送付 (10) 第17条の規定による大麻研究者の報告の受理及び知事への送付
略	略

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第4条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(15の6) 略 <u>(16)から(18)まで 削除</u> (19)～(328) 略 2 略	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(15の6) 略 <u>(16) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許 1件につき6,700円</u> <u>(17) 大麻取締法第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者名簿の登録事項の変更 1件につき3,200円</u> <u>(18) 大麻取締法第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付 1件につき3,200円</u> (19)～(328) 略 2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第1条及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により行う事務については、改正前の鳥取県手数料徴収条例の規定は、なおその効力を有する。

(鳥取県青少年健全育成条例の一部改正)

- 3 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例</u>（平成25年鳥取県条例第6号）<u>第2条第1項</u>に規定する薬物（以下「薬物」という。）を青少年が使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例</u>第11条（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為</p> <p>(9) 略</p>	<p>(販売等の自主規制)</p> <p>第11条 図書類の販売又は貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、若しくは交換により入手させ、又はこれを青少年に見せ、聴かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例</u>（平成25年鳥取県条例第6号）<u>第2条</u>に規定する薬物（以下「薬物」という。）を青少年が使用することをあおり、唆し、又は助け、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2～5 略</p> <p>(場所の提供等の禁止)</p> <p>第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例</u>第11条（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為</p> <p>(9) 略</p>

子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第14号

子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例

子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>心身の発達の過程</u>にある者をいう。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>(子育て支援等推進計画)</u></p> <p>第11条 知事は、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、施策の内容、実施方法等を示す<u>計画</u>（以下「<u>子育て支援等推進計画</u>」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 知事は、<u>子育て支援等推進計画</u>を策定するときは、必要に応じて、子育て王国とっとり会議及び<u>鳥取県青少年問題協議会（鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定により設置された鳥取県青少年問題協議会をいう。）</u>の意見を聴くものとする。</p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施策の主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策</td> <td>1～3 略 4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療並びに出産後の保健指導、育児に関する相談その他の<u>援助</u>に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。 5 略</td> </tr> <tr> <td>安心して満ちた子育てと豊かな子ども</td> <td>1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施策の主な内容	希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策	1～3 略 4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療並びに出産後の保健指導、育児に関する相談その他の <u>援助</u> に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。 5 略	安心して満ちた子育てと豊かな子ども	1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間</u>にある者をいう。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>(子育て王国とっとり推進指針)</u></p> <p>第11条 知事は、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、施策の内容、実施方法等を示す<u>子育て王国とっとり推進指針</u>（以下「<u>推進指針</u>」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 知事は、<u>推進指針</u>を策定するときは、必要に応じて、子育て王国とっとり会議の意見を聴くものとする。</p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施策の主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策</td> <td>1～3 略 4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。 5 略</td> </tr> <tr> <td>安心して満ちた子育てと豊かな子ども</td> <td>1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施策の主な内容	希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策	1～3 略 4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。 5 略	安心して満ちた子育てと豊かな子ども	1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務
区分	施策の主な内容												
希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策	1～3 略 4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療並びに出産後の保健指導、育児に関する相談その他の <u>援助</u> に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。 5 略												
安心して満ちた子育てと豊かな子ども	1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務												
区分	施策の主な内容												
希望のかなう結婚、妊娠及び出産を支援する施策	1～3 略 4 妊産婦及び乳幼児の保健及び医療に係る体制の充実、子どもの病気の予防、早期発見及び治療の支援、小児医療費等の助成等により、安全かつ安心な妊娠、出産及び子育てができる保健及び医療の整備を図ること。 5 略												
安心して満ちた子育てと豊かな子ども	1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務												

<p>もの学びを支援する施策</p>	<p>教育学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。</p> <p>5～9 略</p>	<p>もの学びを支援する施策</p>	<p>教育学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は<u>医療型児童発達支援</u>を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。</p> <p>5～9 略</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>きずなを強め地域みんなで行い育てを支援する施策</p>	<p>1～6 略</p> <p>7 <u>子どもが犯罪や交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、地域社会全体で子どもを見守り、子どもが健全に育つ環境を整えること。</u></p> <p>8 <u>多様性が尊重され、全ての子どもが孤立することなく社会に自らの居場所を得られるよう、必要な支援を行うこと。</u></p>	<p>きずなを強め地域みんなで行い育てを支援する施策</p>	<p>1～6 略</p>
<p>子どもの発達の程度に応じて自立を支援する施策</p>	<p>1 子どもの意見を聴く機会を十分に確保するとともに、子どもが権利の主体としてその意見が尊重される環境の整備を図ること。</p> <p>2 子どもの非行を防止し、また、非行からの立ち直りを支援すること。</p> <p>3 子どもが職業生活を順調に始められるようキャリア教育や雇用機会の確保を図ること。</p>		
<p>特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策</p>	<p>1 略</p> <p>2 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でない<u>と認められる子どもの社会的養護並びに社会的自立の支援及び援助を行うこと。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 <u>不登校、中途退学、いじめ被害、ひきこもり又は大人と同様の家事、家族の介護等そ</u></p>	<p>特に支援が必要な子ども・家庭の健やかな生活を支援する施策</p>	<p>1 略</p> <p>2 保護者がいない又は保護者に養育させることが適当でない<u>と認められる子どもの社会的自立の支援及び援助を行うこと。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 <u>不登校、ひきこもり等の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。</u></p>

	<p><u>他の困難を抱える子どもに対して必要な支援を行うこと。</u></p> <p><u>7 子どもの自死を防ぐために必要な支援を行うこと。</u></p>		
--	--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 知事は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、改正後の子育て王国とっとり条例第11条第1項の規定の例により、子育て支援等推進計画を定めることができる。この場合において、知事は、同条第2項の規定の例により、子育て王国とっとり会議及び鳥取県青少年問題協議会の意見を聴くことができる。
- 3 前項の規定により定められた子育て支援等推進計画は、施行日において、第11条第1項の規定により定められた子育て支援等推進計画とみなす。

鳥取県婦人保護施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第15号

鳥取県婦人保護施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県婦人保護施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第80号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p><u>鳥取県女性自立支援施設に関する条例</u></p>	<p><u>鳥取県婦人保護施設に関する条例</u></p>								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、<u>女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 <u>女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設は、入所者の支援についての評価の結果等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>(<u>女性自立支援施設の設備及び運営の基準</u>)</p> <p>第3条 <u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、女性自立支援施設の目的を達成するために必要な事項について、支援の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">職員の配置</td> <td>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、<u>入所者の支援に支障がない場合</u>として規則で定める場合にあつて</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、 <u>入所者の支援に支障がない場合</u> として規則で定める場合にあつて	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、<u>婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 <u>婦人保護施設は、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、利用者に対し、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>婦人保護施設は、利用者の処遇についての評価の結果等を踏まえ、その向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p>(<u>婦人保護施設の設備及び運営の基準</u>)</p> <p>第3条 <u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、婦人保護施設の目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">職員の配置</td> <td>1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、<u>利用者の処遇に支障がない場合</u>として規則で定める場合にあつて</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、 <u>利用者の処遇に支障がない場合</u> として規則で定める場合にあつて
項目	基準								
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、 <u>入所者の支援に支障がない場合</u> として規則で定める場合にあつて								
項目	基準								
職員の配置	1 次に掲げる職員を置くこと。ただし、 <u>利用者の処遇に支障がない場合</u> として規則で定める場合にあつて								

	<p>は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>入所者の自立支援（法第12条第1項に規定する自立支援をいう。）</u>を行う職員</p> <p>(3) <u>栄養士又は調理員</u></p> <p>(4) <u>看護師又は心理療法担当職員</u></p> <p>(5) <u>事務員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、<u>入所者の支援</u>に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>		<p>は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>利用者を指導する職員</u></p> <p>(3) 調理員</p> <p>(4) 略</p> <p>2 職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、<u>利用者の処遇</u>に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>
<p>設備</p>	<p>1 <u>入所者</u>の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）とすること。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、<u>入所者の支援</u>に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、原則として<u>1人</u>とすること。ただし、<u>入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、一の居室の定員を2人以上とすることができる。</u></p> <p>(2) 収納設備等を除き、<u>入所者1人</u>当たりの床面積をおおむね<u>9.9平方メートル</u>以上とすること。</p> <p>(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、<u>入所者の支援</u>に支障がないと認められるときは、こ</p>	<p>設備</p>	<p>1 <u>利用者</u>の日常生活のために使用しない附属の建物を除き、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）とすること。ただし、平屋建てで規則で定める要件を満たすものにあつては、この限りでない。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、<u>利用者の処遇</u>に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、原則として<u>4人以下</u>とすること。</p> <p>(2) 収納設備等を除き、<u>利用者1人</u>当たりの床面積をおおむね<u>4.95平方メートル</u>以上とすること。</p> <p>(3) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、<u>利用者の処遇</u>に支障がないと認められるときは、こ</p>

	<p>の限りでない。</p> <p><u>入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示すこと。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>3 入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成すること。</u></p> <p>4 <u>入所者の支援について自己点検を行い、その結果を入所者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p> <p><u>5 入所者の安全確保のため、設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の定期的な研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下この号において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるとともに、職員に周知すること。また、安全計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画（以下この号において「非常災害計画」という。）を定めるとともに、当該非常災害計画を実行できるよう入所者及び職員に周知し、定期的な訓練を行うこと。</u></p> <p><u>7 感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対して支援を継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この号及び次号において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変</u></p>	<p>の限りでない。</p> <p><u>利用者</u> 1 <u>利用者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項について記載した規程を設けること。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>利用者ごとに自立促進計画を作成し、それに基づいて、利用者の就労及び生活に関する指導及び援助を行うこと。</u></p> <p>4 <u>利用者の処遇について自己点検を行い、その結果を利用者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p> <p>5 <u>非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるように利用者及び職員に周知し、定期的な訓練を行うこと。</u></p>
--	---	--

	<p><u>更</u>を行うこと。</p> <p>8 <u>職員</u>に対し、<u>業務継続計画</u>について周知するとともに、<u>必要な研修及び訓練</u>を定期的に実施すること。</p> <p>9 略</p>		<p>6 略</p>
記録の作成及び保存	<p><u>設備</u>、<u>職員</u>、<u>会計及び入所者の支援の状況</u>に関する帳簿並びに事故等への対応の項第2号及び第4号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	記録の作成及び保存	<p><u>設備</u>、<u>職員</u>、<u>会計及び利用者の処遇</u>に関する帳簿並びに事故等への対応の項第2号及び第4号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 <u>職員</u>及び職員であった者が、<u>正当な理由</u>がなく、その業務上知り得た<u>入所者</u>又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 <u>入所者</u>の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県及び市町村に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 <u>入所者</u>からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、<u>支援</u>に関する苦情を受ける窓口の設置等の措置を講ずること。</p> <p>4・5 略</p>	事故等への対応	<p>1 <u>職員</u>及び職員であった者が、<u>利用者</u>又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。</p> <p>2 <u>利用者</u>の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県及び市町村に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 <u>利用者</u>からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、<u>処遇</u>に関する苦情を受ける窓口の設置等の措置を講ずること。</p> <p>4・5 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第16号

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 設備及び運営の基準(第7条—<u>第18条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 児童福祉施設は、明るく衛生的な環境の中で、児童福祉に関する素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援により、児童を心身ともに健やかで、社会に適応するように育成することを旨として運営しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(児童発達支援センターの設備及び運営の基準)</p> <p>第14条 児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準は、別表第8のとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(児童家庭支援センターの設備及び運営の基準)</p> <p>第17条 略</p> <p>(里親支援センターの設備及び運営の基準)</p> <p><u>第18条 里親支援センターの設備及び運営に関する基準は、別表第12のとおりとする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、里親支援センターの設備及び運営に関する基準は、里親支援センターの目的を達成するために必要な事項について、処遇の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>別表第2(第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">項目</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">基準</td> </tr> </table>	項目	基準	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 設備及び運営の基準(第7条—<u>第19条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 児童福祉施設は、明るく衛生的な環境の中で、児童福祉に関する素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、児童を心身ともに健やかで、社会に適応するように育成することを旨として運営しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(児童発達支援センターの設備及び運営の基準)</p> <p>第14条 児童発達支援センターの設備及び運営に関する基準は、<u>児童発達支援センターの区分に応じ、別表第8のとおりとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(児童家庭支援センターの設備及び運営の基準)</p> <p>第17条 略</p> <p>別表第2(第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">項目</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">基準</td> </tr> </table>	項目	基準
項目	基準				
項目	基準				

略	
自立支援計画	乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるよう、入所中の個々の乳幼児について、 <u>年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向</u> 、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
略	

略	
自立支援計画	乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるよう、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
略	

別表第3（第9条関係）

項目	基準
略	
自立支援計画	母子が共に入所する施設の特徴を活かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、入所中の個々の母子について、 <u>年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向</u> 、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
略	

別表第3（第9条関係）

項目	基準
略	
自立支援計画	母子が共に入所する施設の特徴を活かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。
略	

別表第6（第12条関係）

項目	基準
略	
自立支援計画	児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援するよう、入所中の個々の児童について、 <u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向</u> 、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。

別表第6（第12条関係）

項目	基準
略	
自立支援計画	児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援するよう、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。

略	
別表第7（第13条関係）	
1 福祉型障害児入所施設	
項目	基準
略	
設備	<p>1・2 略</p> <p>3 主として視覚に障がいのある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>支援室</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>支援室</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>5 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) <u>支援室</u></p> <p>(2) <u>屋外遊戯場</u></p> <p>(3) 略</p> <p>6 略</p>
略	
2 医療型障害児入所施設	
項目	基準
職員の配置	<p>1・2 略</p> <p>3 主として重症心身障害児が入所する施設には、第1号に掲げる職員のほか、<u>心理支援</u>を担当する職員を置くこと。</p> <p>4 略</p>
設備	<p>1 施設には、病院として必要な設備のほか、<u>支援室</u>及び浴室を設けること。</p> <p>2 略</p> <p>3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号の設備のほか、次に掲げる設備を設け</p>

略	
別表第7（第13条関係）	
1 福祉型障害児入所施設	
項目	基準
略	
設備	<p>1・2 略</p> <p>3 主として視覚に障がいのある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>訓練室</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>4 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>訓練室</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>5 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号に掲げる設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) <u>訓練室</u></p> <p>(2) <u>屋外訓練場</u></p> <p>(3) 略</p> <p>6 略</p>
略	
2 医療型障害児入所施設	
項目	基準
職員の配置	<p>1・2 略</p> <p>3 主として重症心身障害児が入所する施設には、第1号に掲げる職員のほか、<u>心理指導</u>を担当する職員を置くこと。</p> <p>4 略</p>
設備	<p>1 施設には、病院として必要な設備のほか、<u>訓練室</u>及び浴室を設けること。</p> <p>2 略</p> <p>3 主として肢体不自由のある児童が入所する施設には、第1号の設備のほか、次に掲げる設備を設け</p>

	<p>ること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、(4)に掲げる設備を設けないことができる。</p> <p>(1) <u>屋外遊戯場</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 特殊手工芸等の作業を<u>支援</u>するのに必要な設備</p> <p>(4)・(5) 略</p>
略	

	<p>ること。ただし、入所者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合は、(4)に掲げる設備を設けないことができる。</p> <p>(1) <u>屋外訓練場</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 特殊手工芸等の作業を<u>指導</u>するのに必要な設備</p> <p>(4)・(5) 略</p>
略	

別表第8 (第14条関係)

項目	基準
職員の配置	<p>1 略</p> <p>2 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引等の医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠な障害児に医療的ケアを行う場合には、<u>前号</u>に掲げる職員のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>3 <u>肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、第1号に掲げる職員のほか、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要な職員を置くこと。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 <u>第3号の場合を除き、嘱託医師を定めておくこと。</u></p>
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) <u>発達支援室</u></p>

別表第8 (第14条関係)

1. 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
職員の配置	<p>1 略</p> <p>2 <u>主として難聴児が通う施設には、前号に掲げる職員のほか、言語聴覚士を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u></p> <p>3 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引等の医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠な障害児に医療的ケアを行う場合又は<u>主として重症心身障害児が通う場合には、第1号</u>に掲げる職員のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>5 嘱託医師を定めておくこと。</p>
設備	<p>1 <u>主として重症心身障害児が通う施設を除き、次に掲げる設備を設けること。</u></p> <p>(1) <u>指導訓練室</u></p>

<p>(2)～(7) 略</p> <p><u>(8) 静養室</u></p> <p><u>(9) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等</u></p> <p><u>2 肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前号((4)を除く。)に掲げる設備のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けること。</u></p> <p><u>3 発達支援室の1室の定員はおおむね10人（主として重症心身障害児が通う場合にあっては、5人）とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p>(2)～(7) 略</p> <p><u>(8) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u></p> <p><u>2 主として重症心身障害児が通う施設には、次に掲げる設備を設けること。</u></p> <p><u>(1) 指導訓練室</u></p> <p><u>(2) 調理室</u></p> <p><u>(3) 便所</u></p> <p><u>(4) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u></p> <p><u>3 主として知的障がいのある児童が通う施設には、第1号に掲げる設備のほか、静養室を設けること。</u></p> <p><u>4 主として難聴児が通う施設には、第1号に掲げる設備のほか、聴力検査室を設けること。</u></p> <p><u>5 指導訓練室の1室の定員はおおむね10人（主として重症心身障害児が通う場合にあっては、5人）とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</u></p> <p><u>6 略</u></p>
略	略

<p>(2)～(7) 略</p> <p><u>(8) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u></p> <p><u>2 主として重症心身障害児が通う施設には、次に掲げる設備を設けること。</u></p> <p><u>(1) 指導訓練室</u></p> <p><u>(2) 調理室</u></p> <p><u>(3) 便所</u></p> <p><u>(4) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u></p> <p><u>3 主として知的障がいのある児童が通う施設には、第1号に掲げる設備のほか、静養室を設けること。</u></p> <p><u>4 主として難聴児が通う施設には、第1号に掲げる設備のほか、聴力検査室を設けること。</u></p> <p><u>5 指導訓練室の1室の定員はおおむね10人（主として重症心身障害児が通う場合にあっては、5人）とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</u></p> <p><u>6 略</u></p>	<p>(2)～(7) 略</p> <p><u>(8) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u></p> <p><u>2 主として重症心身障害児が通う施設には、次に掲げる設備を設けること。</u></p> <p><u>(1) 指導訓練室</u></p> <p><u>(2) 調理室</u></p> <p><u>(3) 便所</u></p> <p><u>(4) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u></p> <p><u>3 主として知的障がいのある児童が通う施設には、第1号に掲げる設備のほか、静養室を設けること。</u></p> <p><u>4 主として難聴児が通う施設には、第1号に掲げる設備のほか、聴力検査室を設けること。</u></p> <p><u>5 指導訓練室の1室の定員はおおむね10人（主として重症心身障害児が通う場合にあっては、5人）とし、その面積は児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。</u></p> <p><u>6 略</u></p>
略	略

2 医療型児童発達支援センター

項目	基準
職員の配置	<p>診療所として必要な職員のほか、次に掲げる職員を置くこと。</p> <p>(1) 施設の長</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 看護師</p> <p>(5) 理学療法士又は作業療法士</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者</p>
設備	<p>診療所として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 指導訓練室</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 屋外訓練場 (3) 相談室 (4) 調理室 (5) 手すり等身体の機能の不自 由を助ける設備
障 害 児 支 援 計 画	1 の表障害児支援計画の項に掲げ る基準を満たすこと。
サー ビスの 提 供	<p>1 次に掲げる事項について記載し た規程を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童の援助に関する事項 (2) その他施設の管理について の重要事項 <p>2 感染症その他の規則で定める健 康被害が発生し、又はまん延しな いように、衛生上及び健康管理上 必要な措置を講ずること。</p> <p>3 児童の処遇について自己点検を 行い、その結果を保護者に周知す ること。また、定期的に外部の者 による評価を行い、その結果を公 表するよう努めること。</p> <p>4 児童の安全の確保を図るため、 安全計画を策定し、当該安全計画 に従い必要な措置を講ずること。 また、職員に対し、安全計画につ いて周知するとともに、必要な研 修及び訓練を定期的実施するこ と。併せて、児童の安全の確保に 関して保護者との連携が図られる よう、保護者に対し、安全計画に 基づく取組の内容等について周知 すること。なお、安全計画は定期 的に見直しを行い、必要に応じて 変更を行うこと。</p> <p>5 児童の施設外での活動、取組等 のための移動その他の児童の移動 のために自動車を運行するとき は、児童の乗車及び降車の際に、 点呼その他の児童の所在を確実に 把握することができる方法によ り、児童の所在を確認すること。 また、児童の送迎を目的とした自 動車（利用の態様を勘案して児童 の見落としのおそれが少ないと認</p>

	<p>められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、児童の降車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行うこと。</p> <p>6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</p> <p>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>8 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

別表第9 (第15条関係)

項目	基準
略	
自立支援計画	児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるよう、入所中の個々の児童について、 <u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。</u>

別表第9 (第15条関係)

項目	基準
略	
自立支援計画	児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるよう、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。

<p>略</p> <p>別表第10（第16条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>自立支援計画</td> <td>全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう、入所中の個々の児童について、<u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向</u>、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第11（第17条関係） 略</p> <p>別表第12（第18条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の配置</td> <td>次に掲げる職員を置くこと。 (1) 施設の長 (2) 里親制度等普及促進担当者 (3) 里親等支援員 (4) 里親研修等担当者</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けること。</td> </tr> <tr> <td>サービスの提供</td> <td>別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</td> </tr> <tr> <td>記録の作成及び保存</td> <td>別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。</td> </tr> <tr> <td>事故等への対応</td> <td>別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		自立支援計画	全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう、入所中の個々の児童について、 <u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向</u> 、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。	略		項目	基準	職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。 (1) 施設の長 (2) 里親制度等普及促進担当者 (3) 里親等支援員 (4) 里親研修等担当者	設備	事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けること。	サービスの提供	別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。	記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。	事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。	<p>略</p> <p>別表第10（第16条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>自立支援計画</td> <td>全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第11（第17条関係） 略</p>	項目	基準	略		自立支援計画	全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。	略	
項目	基準																												
略																													
自立支援計画	全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう、入所中の個々の児童について、 <u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向</u> 、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。																												
略																													
項目	基準																												
職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。 (1) 施設の長 (2) 里親制度等普及促進担当者 (3) 里親等支援員 (4) 里親研修等担当者																												
設備	事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けること。																												
サービスの提供	別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。																												
記録の作成及び保存	別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。																												
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。																												
項目	基準																												
略																													
自立支援計画	全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定すること。																												
略																													

（鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般原則)</p> <p>第3条 <u>指定障害児通所支援事業者は障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（以下「障害児支援計画」という。）を、指定障害児入所施設等は障害児支援計画及び障害児（15歳以上の者に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して支援を行い、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に支援を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った支援を行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</u></p> <p>(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)</p> <p>第4条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（病院又は診療所において行う<u>児童発達支援</u>に係る指定にあっては、個人又は法人）とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。</p> <p>(指定通所支援の事業の基本方針)</p> <p>第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。</p> <p>(1) 児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障</p>	<p>(一般原則)</p> <p>第3条 <u>指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（以下「障害児支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して支援を行い、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に支援を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った支援を行わなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</u></p> <p>(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)</p> <p>第4条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（病院又は診療所において行う<u>医療型児童発達支援</u>に係る指定にあっては、個人又は法人）とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。</p> <p>(指定通所支援の事業の基本方針)</p> <p>第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。</p> <p>(1) 児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障</p>

害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療を行わなければならない。

(2) 放課後等デイサービスは、障害児が生活能力を向上させ、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な支援を行わなければならない。

(3) 略

(4) 略

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援に係る法第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準（以下「指定基準」という。）は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 指定通所支援に係る法第21条の5の17第1項第1号及び第2号の条例で定める基準（以下「共生型指定基準」という。）は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合にあつては、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。

ア 略

イ 放課後等デイサービス 別表第1の2の表（従業者の配置の項第1号(2)から(4)まで及び第2号から第6号まで、設備の項第1号

害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行わなければならない。

(2) 医療型児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行わなければならない。

(3) 放課後等デイサービスは、障害児が生活能力を向上させ、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行わなければならない。

(4) 略

(5) 略

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援に係る法第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準（以下「指定基準」という。）は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 指定通所支援に係る法第21条の5の17第1項第1号及び第2号の条例で定める基準（以下「共生型指定基準」という。）は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合にあつては、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。

ア 略

イ 放課後等デイサービス 別表第1の3の表（従業者の配置の項第1号(2)から(4)まで及び第2号から第6号まで、設備の項第1号

から第3号まで並びに利用定員の項を除く。)に掲げる基準

3 略

別表第1 (第6条関係)

1 児童発達支援

区分	基準
従業者 の配置	1 略
	2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (3) <u>障害児に対して治療を行う場合は、(1)及び(2)に掲げる従業者のほか、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる従業者を置くこと。</u> (4) 従業者(管理者及び(3)に掲げる者を除く。)は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、栄養士及び調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 (5) <u>従業者((3)に掲げる者に限る。)</u> は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に

から第3号まで並びに利用定員の項を除く。)に掲げる基準

3 略

別表第1 (第6条関係)

1 児童発達支援

区分	基準
従業者 の配置	1 略
	2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>主として難聴児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、言語聴覚士を置くこと。</u> (3) 日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合又は <u>主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。</u> ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。 (4) 従業者(管理者を除く。)は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、栄養士及び調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

	<p><u>支障がないと認められるときは、利用者の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6 常時1人以上の従業者を利用者の<u>支援</u>に従事させること。</p>		<p>3～5 略</p> <p>6 常時1人以上の従業者を利用者の<u>指導、訓練等</u>に従事させること。</p>
<p>設備</p>	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>ア <u>発達支援室</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) 発達支援室は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める広さ及び機械器具等を有すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 児童発達支援センターの設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>ア <u>発達支援室</u></p> <p>イ～キ 略</p> <p>ク <u>静養室</u></p> <p>ケ 略</p> <p>(2) <u>(1) (エを除く。)</u>に掲げる設備のほか、利用者に対して<u>治療を行う場合は医療法に規定する診療所として必要な設備を設けること。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、<u>前号(2)に掲げる設備を除き、利用者の支援</u></p>	<p>設備</p>	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>ア <u>指導訓練室</u></p> <p>イ 略</p> <p>(2) <u>指導訓練室</u>は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める広さ及び機械器具等を有すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 児童発達支援センターの設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。<u>ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>指導訓練室</u></p> <p>イ～キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>(2) <u>(1)に掲げる設備のほか、主として知的障がいのある児童が通う場合は静養室を、主として難聴児が通う場合は聴力検査室を設けること。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3 専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるとき</p>

	に支障がないと認められるときは、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。		は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。
利用定員	10人以上とすること。ただし、 <u>児童発達支援センターであるものを除き</u> 、主として重症心身障害児が通う場合は、5人以上とすることができる。	利用定員	10人以上とすること。ただし、主として重症心身障害児が通う場合は、5人以上とすることができる。
略		略	
障害児支援計画	<p>1 略</p> <p>2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、<u>利用者の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう適切な内容とすること。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者及び当該保護者に対して<u>指定障害児相談支援を提供する者に</u>交付すること。</p>	障害児支援計画	<p>1 略</p> <p>2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、<u>障がいの特性に応じた利用者の発達を支援する適切な内容とすること。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者に交付すること。</p>
サービスの提供	<p>1 <u>利用者に対して治療を行う事業所を除き</u>、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。</p> <p>2～11 略</p> <p>12 <u>事業所ごとにその提供するサービスについて、従業員による評価を受けた上で、定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。</u>また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</p> <p>13 <u>利用者が地域の保育、教育等の支援を受けることができるように</u></p>	サービスの提供	<p>1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。</p> <p>2～11 略</p> <p>12 提供するサービスについて定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</p>

	<p>することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めること。</p>		
略		略	
<p><u>2 医療型児童発達支援</u></p>			
<p>区分</p>		<p>基準</p>	
<p>従業者の配置</p>	<p>1 診療所として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 管理者 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 看護職員 (5) 理学療法士又は作業療法士 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合に限る。） <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>3 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該事業所の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>4 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。</p>		
<p>設備</p>	<p>1 診療所として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 指導訓練室 (2) 屋外訓練場 (3) 相談室 (4) 調理室 		

	<p>(5) 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>2 設備は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p> <p>3 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>
利用定員	10人以上とすること。
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 利用定員</p> <p>(5) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) 事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 従業者の勤務体制</p>

	(12) その他サービスの選択に資する重要事項
障害児支援計画	1 の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5 サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>6 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>7 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、</p>

従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

8 利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。また、利用者の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して利用者の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。

9 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

10 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

区分	基準
従業者の配置	1～7 略 8 常時1人以上の従業者を利用者の <u>支援</u> に従事させること。
設備	1 次に掲げる設備を設けること。 (1) <u>発達支援室</u> (2) 略 2 <u>発達支援室</u> には、 <u>支援</u> に必要な機械器具等を備えること。 3・4 略
利用定員	<u>10人以上とすること。ただし、主として重症心身障害児が通う場合は、5人以上とすることができる。</u>
サービスの開始	1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。 2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。 3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員

2 放課後等デイサービス

	11 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。
記録の作成及び保存	1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

3 放課後等デイサービス

区分	基準
従業者の配置	1～7 略 8 常時1人以上の従業者を利用者の <u>指導、訓練等</u> に従事させること。
設備	1 次に掲げる設備を設けること。 (1) <u>指導訓練室</u> (2) 略 2 <u>指導訓練室</u> には、 <u>訓練</u> に必要な機械器具等を備えること。 3・4 略
利用定員	<u>1の表利用定員の項に掲げる基準を満たすこと。</u>
サービスの開始	2の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。

<p>(5) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) 事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 従業員の勤務体制</p> <p>(12) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
--

<p>(5) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) 事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) 従業員の勤務体制</p> <p>(12) その他サービスの選択に資する重要事項</p>
--

略	
サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p>6 <u>サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項</u>その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7～11 略</p> <p>12 <u>事業所ごとにその提供するサービスについて、従業員による評価を受けた上で、定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</u></p> <p>13 <u>利用者が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めること。</u></p>
略	

略	
サービスの提供	<p>1～5 略</p> <p>6 <u>2の表サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項</u>その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7～11 略</p> <p>12 提供するサービスについて定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</p>
略	

3 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
従業員の配置	<p>1～3 略</p> <p>4 常時1人以上の従業員を利用者の<u>支援</u>に従事させること。</p>
略	

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
従業員の配置	<p>1～3 略</p> <p>4 常時1人以上の従業員を利用者の<u>指導、訓練等</u>に従事させること。</p>
略	

4 保育所等訪問支援

区分	基準

5 保育所等訪問支援

区分	基準

従業者の配置	1～3 略 4 常時1人以上の従業者を利用者の <u>支援</u> に従事させること。
設備	<u>3の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。</u>
略	
サービスの提供	1～9 略 10 <u>事業所ごとにその提供するサービスについて、従業者による評価による評価を受けた上で、定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者並びに当該事業所の訪問支援員が当該利用者に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設に周知するとともに、常に改善を図ること。</u> また、 <u>当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</u> 11 <u>利用者が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めること。</u>
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 (1)～(8) 略 (9) <u>心理担当職員</u> （入所者5人以上に <u>心理支援</u> を行う場合に限る。） (10) 略 2～5 略
設備	1 略 2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほか、当該施設の区分に応じ、それぞれに定める設備を設けること。

従業者の配置	1～3 略 4 常時1人以上の従業者を利用者の <u>指導、訓練等</u> に従事させること。
設備	<u>4の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。</u>
略	
サービスの提供	1～9 略 10 提供するサービスについて定期的に <u>点検し</u> 、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、 <u>外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u>
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を置くこと。 ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。 (1)～(8) 略 (9) <u>心理指導担当職員</u> （入所者5人以上に <u>心理指導</u> を行う場合に限る。） (10) 略 2～5 略
設備	1 略 2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほか、当該施設の区分に応じ、それぞれに定める設備を設けること。

	<p>(1) 略</p> <p>(2) 主として視覚に障がいのある児童（以下「視覚障がい児」という。）が入所する施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>支援室</u></p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(3) 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>支援室</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設</p> <p>ア <u>支援室</u></p> <p>イ <u>屋外遊戯場</u></p> <p>ウ 略</p> <p>3～6 略</p>		<p>(1) 略</p> <p>(2) 主として視覚に障がいのある児童（以下「視覚障がい児」という。）が入所する施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>訓練室</u></p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(3) 主として聴覚に障がいのある児童が入所する施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>訓練室</u></p> <p>ウ・エ 略</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設</p> <p>ア <u>訓練室</u></p> <p>イ <u>屋外訓練場</u></p> <p>ウ 略</p> <p>3～6 略</p>
略		略	
障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
移行支援計画	<p>1 児童発達支援管理責任者に移行支援計画を作成させること。</p> <p>2 移行支援計画は、アセスメントの結果に基づき、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営み、自立した日常生活又は社会生活へと移行できるよう支援する上で必要な支援を含む内容とすること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、入所者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 移行支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる他の担当者等の意見を聴くとともに、入所者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。</p> <p>5 移行支援計画を作成したときは、当該移行支援計画を当該入所</p>		

	者の保護者に交付すること。
サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次号において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。</u></p> <p>3 <u>協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合は、当該第二種協定指定医療機関と新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p> <p>13 略</p> <p>14 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第4号及び第6号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
略	
2 医療型障害児入所施設	
区分	基準
従業者の配置	<p>1 病院として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

サービスの提供	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 略</p> <p>12 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
略	
2 医療型障害児入所施設	
区分	基準
従業者の配置	<p>1 病院として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

	(4) <u>心理支援</u> を担当する職員 (主として重症心身障害児が入所する場合に限る。) (5)～(7) 略 2～4 略		(4) <u>心理指導</u> を担当する職員 (主として重症心身障害児が入所する場合に限る。) (5)～(7) 略 2～4 略
設備	1 病院として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。 (1) <u>支援室</u> (2) 略 2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほか、当該施設の区分に応じ、それぞれ次に定める設備を設けること。ただし、他に適当な設備がある場合は、(2)のエに掲げる設備を置かないことができる。 (1) 略 (2) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設 ア <u>屋外遊戯場</u> イ～オ 略 3～5 略	設備	1 病院として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。 (1) <u>訓練室</u> (2) 略 2 次に掲げる施設は、前号に規定する設備のほか、当該施設の区分に応じ、それぞれ次に定める設備を設けること。ただし、他に適当な設備がある場合は、(2)のエに掲げる設備を置かないことができる。 (1) 略 (2) 主として肢体不自由のある児童が入所する施設 ア <u>屋外訓練場</u> イ～オ 略 3～5 略
略		略	
障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	障害児支援計画	別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。
移行支援計画	1の表移行支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。		
略		略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- この条例の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例(次項において「新児童福祉施設条例」という。)別表第8設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- この条例の施行の際現に設置している児童発達支援センターについては、新児童福祉施設条例別表第8職員の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(以下「新通所支援事業等条例」という。)別表第1の1の表の従業者の配置の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

- 5 改正法附則第4条第1項の規定により新法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新通所支援事業等条例別表第1の1の表の設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者（主として難聴児が通う事業所又は主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。）については、新通所支援事業等条例別表第1の1の表の従業者の配置の項及び利用定員の項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 7 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者（主として難聴児が通う事業所又は主として重症心身障害児が通う事業所に係るものに限る。）については、新通所支援事業等条例別表第1の1の表の設備の項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。